

VODサービス利用規約（アクトビラエヒメ）

第1条（総則）

株式会社愛媛CATV（以下、「当社」という）は、当社が定める「VODサービス利用規約（アクトビラエヒメ）」（以下、「本規約」という）に基づき、株式会社アクトビラが提供する「ケーブルアクトビラ」へのアクセスサービス（以下、「本サービス」という）を提供します。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、約款で使用する用語に従うほか、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	当社、または当社以外のネットワーク網および設備等を使用して、株式会社アクトビラが提供するアクトビラ・サービス（株式会社アクトビラが認定または推奨するインターネット通信機能を有する機器からアクセスすることができるインターネット上で、株式会社アクトビラが提供しているウェブサイトおよびサービス）へのアクセス。
CP事業者	アクトビラ・サービスを介して、コンテンツを配信・提供する事業者。なお、株式会社アクトビラがCP事業者になる場合と、株式会社アクトビラ以外の者がCP事業者になる場合があります。

第3条（規約の適用）

本規約は、本サービスに関し適用されるものとし、本サービス利用を希望する契約者（以下「契約者」という）は、本規約を遵守するものとし、

2. 当社は、本サービスの運營業務の一部を業務委託先に委託することが出来ます。
3. 当社は、契約者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービス提供 条件は変更後の規約によるものとし、

第4条（本サービスの内容）

当社は、本サービスの契約者に対し、そのサービス対象地区内で次のサービスを提供します。

- (1) 本サービスの提供に必要なデジタル端末機器の設定を行います。
 - (2) 当社専用画面を通じたアクトビラ・サービスへのアクセスを提供します。
2. 当社が別に定める「愛媛CATV契約約款～ケーブルテレビサービス篇～」および「インターネット契約約款」（以下、「約款」という）は、本規約の一部を構成するものとします。本規定の規定と約款の規定が矛盾する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. 本サービスの対象地区は当社が指定するものとします。
4. 第1項の規定による設定に関する費用は、当社が別に定める料金を適用します。
5. 第1項の規定以外に、本サービスの利用にあたって契約者が設置する設備等は、原則的に契約者が用意をし、自らの責任で設置接続するものとします。当社にて契約者の設備等の提供および設置接続等を行う場合は、当社が別に定める料金を適用します。

第5条（本サービスの期間）

本サービスは、当社の都合により変更もしくは終了することがあります。

第6条（本サービスの提供条件）

本サービスの利用にあたっては、本サービスの申込みと締結が必要となります。本サービスの申込みは、本規約を承諾し、別に定める契約申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。なお、本サービスの利用にあたっては、事前に株式会社アクトビラの会員登録が必要となります。

2. 本サービスにおいて、申込み1件に対して登録できるデジタル端末設備は1台となります。
3. 本サービスにおいて、契約者は、第4条第2項に関わらず利用契約における住所変更の請求をすることはできないものとします。この場合、第15条第1項の定めにより利用契約を解除した上で新たに本サービスへ申し込んでいただきます。ただし、移転を伴わない住所変更については、この限りではありません。

第7条（会員の届出事項の変更等）

契約者は、本サービス申込みの際に当社に届け出た契約者の氏名、住所、電話番号、その他の情報に変更または訂正があった場合は、速やかに届け出るものとします。会員が本条の届け出をしていない場合または遅滞した場合、これにより、会員または第三者に生じた、直接または間接の損害について当社はその責任を一切負わないものとします。

第8条（パスワード）

アクトビラ・サービスの利用にあたって、契約者が株式会社アクトビラの会員登録時に設

定した4桁のパスワードは、有料コンテンツの視聴申込み、視聴年齢制限付きコンテンツの制限の設定および登録内容の変更等に必要です。

2. 契約者は4桁のパスワードについて注意を持って管理および保管するものとし、パスワードの使用上の過誤、または第三者による不正使用等について、当社はその責任を一切負わないものとします。

第9条（視聴申込み）

アクトビラ・サービスの利用にあたって、契約者はコンテンツを視聴するときは、デジタル端末設備付属のリモコンを用い、テレビ画面上にて視聴申込みをしていただくものとします。なお、理由の如何を問わず、当該申込みを撤回し又は取り消すことはできないものとします。

2. 契約者は、前項に基づくコンテンツの視聴を申し込んだ時刻から起算して規定の視聴期間が満了する時刻までに限り何度でも当該コンテンツを視聴できます。

3. 月額商品のコンテンツは、サービス開始以降、契約者が視聴終了の手続きをされない限り自動更新となります。視聴終了の手続きは、デジタル端末設備付属のリモコンを用い、テレビ画面上にて行うものとします。

第10条（本サービスの料金）

本サービスの契約者は、別表1に定める料金表に従って利用料を支払うものとします。利用料は、サービス開始日の属する月の翌月から支払うものとします。

2. 利用料等の支払単位は月毎とします。

3. 料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとします。

4. 当社は、本サービスの利用料を変更することがあります。

第11条（有料コンテンツの視聴料）

本サービスを利用してアクトビラ・サービスの有料コンテンツの視聴申込みをしたときは、別表1に定める視聴料をそのコンテンツのサービス開始日から支払うものとします。

2. 契約者は、前項の有料コンテンツの視聴料を当社の利用料金に追加して支払うものとします。

3. 契約者は、契約者の責めによらない理由により、本サービスの利用ができない状態が発生した場合においても、前項の有料コンテンツの視聴料はCP事業者が定める規約により支払いを要します。

第12条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しな

い額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第13条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第14条 (本サービスの停止および解除)

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、契約者への事前通知または催告なしに、直ちに当該契約者に対し本サービスの提供停止、または本サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本サービスの提供を妨害した場合
- (3) 本規約または約款のいずれかに違反した場合
- (4) 本サービスの利用に関連して、当社、他の契約者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合
- (5) その他、当社が契約者として不適切と判断した場合

第15条 (禁止行為)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) CP事業者が配信・提供するコンテンツを記録媒体に記録する行為
- (2) CP事業者が配信・提供するコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
- (3) CP事業者が配信・提供するコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (4) 第三者のパスワード等を使用して本サービスを利用する行為
- (5) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (6) 本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
- (7) 前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為

- (8) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為
- (9) その他、当社が別途指定する行為

第16条（会員への通知）

当社は、契約者に対して一斉または個別に通知を行う必要がある場合、会員から届け出のあった情報を利用して、当社が適切と判断する方法により行うことができます。これらの方法を採用した場合、当社が会員に発信または発送した時点で通知の効果が生じるものとします。また、会員が第7条の届け出をしていない場合または遅滞した場合は、当社に届け出がなされている連絡先に発信または発送した時点で通知の効果が生じるものとします。

第17条（一時中断）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断する場合があります。

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 火災、停電、天災およびその他不可抗力により本サービスを提供できないとき
- (3) インターネット約款の規定に基づき、インターネット接続サービスの利用を中止または停止するとき
- (4) アクトビラ・サービスが中断されたとき
- (5) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断したとき

2. 当社は前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適切と判断する方法で事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

第18条（責任）

当社は、CP事業者が配信・提供するコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。

2. 契約者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、契約者は自己の責任と費用負担において、かかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることをしないものとします。

3. 契約者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社等は、当該契約者に対して損害賠償の請求を行うことができます。

4. 契約者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を契約者自らの注意を持

って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は契約者自身の負担により復旧するものとします。

第19条（利用環境維持責任）

契約者は、本サービスの利用に支障を与えないために、契約者のアクトビラ対応機器、通信回線、モバイル端末、その他本サービスを利用する環境を自らの責任において正常に稼働するように維持するものとします。

第20条（責任の制限）

当社は、本サービスの内容を変更または終了することがあります。変更または、終了によっておこる損害の賠償には応じません。

2. 当社は、本サービスの中断、天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。

3. 当社は、本サービスの利用により発生した契約者と第三者間に生じた損害（CP事業者が配信・提供するコンテンツサービスにより生じた損害を含む）および、本サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、約款に従い、その契約者の損害を賠償します。

第21条（知的財産権等）

当社が、本サービスを通じて会員に提供するコンテンツその他の情報についての特許権、実用新案権、著作権、商標権、意匠権およびその他の権利は、当社または当社が許諾を受けた権利保有者に帰属します。

第22条（解約）

契約者は本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に当社にその旨申し出るものとします。

2. 契約者は解約の場合、第4条（本サービスの内容）、第10条（本サービスの料金）および第11条（有料コンテンツの視聴料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する翌月末までに精算するものとします。

第23条（本規約等の変更）

当社は、事前に契約者に了承を得ることなく、第16条に従って通知することによって、本規約等を変更することができるものとします。変更の内容は、当社が定める改定日より効力を有するものとします。ただし、改定日の定めがない場合には、弊社ホームページ等

で掲示がなされた時から1週間経過した時より効力を有するものとします。

第24条（準拠法）

本サービスの成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第25条（合意管轄）

当社と契約者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第26条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が発生した場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

（別表1）

項目	金額	備考
月額利用料	200円	デジタル端末設備1台につき
視聴料	コンテンツ毎に設定	別途、株式会社アクトビラが定める規約による

*金額は税抜価格です。

附則

（施行期日）本規約は、平成26年4月1日より施行します。

（以上）